



様式第2号 (第4条関係)

公文書開示決定通知書

三計三第64号  
令和4年3月3日

静岡県三島市芝本町6-2  
特定非営利活動法人グラウンドワーク三島  
理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡 武士 印



令和4年2月16日付けで請求のあった公文書の開示については、三島市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	1 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第87回)報告書 2 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第88回)報告書 3 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第89回)報告書 4 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第90回)報告書 5 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第91回)報告書 6 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第92回)報告書 7 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第93回)報告書 8 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第94回)報告書 9 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第95回)報告書 10 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第96回)報告書 11 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第97回)報告書 12 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第98回)報告書 13 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第99回)報告書 14 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第100回)報告書 15 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第101回)報告書 16 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第102回)報告書 17 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第103回)報告書 18 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第104回)報告書 19 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第105回)報告書 20 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第106回)報告書
開示の日時	令和4年 3 月 4 日 午後2時30分

開 示 の 場 所	三島市役所本館 1 階 情報公開コーナー
備 考	<p>開示請求のあった公文書のうち、個人の氏名については、三島市情報公開条例第 8 条第 1 号に規定する個人情報に該当し、業務委託等の見積依頼先については、同条第 3 号に規定する法人その他の団体に関する情報に該当し、業務委託等の発注先については、同条第 4 号に規定する国等関係情報に該当するため、当該部分は不開示とします。</p>

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を担当職員に提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ三島市計画まちづくり部 三島駅周辺整備推進課（電話番号055-983-2633）へ連絡してください。

様式第3号 (第4条関係)

公文書開示請求拒否決定通知書

三 計 三 第 6 5 号  
令 和 4 年 3 月 3 日

静岡県三島市芝本町6-2  
特定非営利活動法人グラウンドワーク三島  
理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡 武士 印



令和4年2月16日付けの公文書の開示請求については、三島市情報公開条例第12条第2項の規定により次のとおり請求拒否の決定をしたので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	1 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第87回)報告書 2 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第88回)報告書 3 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第89回)報告書 4 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第90回)報告書 5 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第91回)報告書 6 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第92回)報告書 7 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第93回)報告書 8 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第94回)報告書 9 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第95回)報告書 10 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第96回)報告書 11 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第97回)報告書 12 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第98回)報告書 13 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第99回)報告書 14 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第100回)報告書 15 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第101回)報告書 16 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第102回)報告書 17 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第103回)報告書 18 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第104回)報告書 19 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第105回)報告書 20 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合 理事会(第106回)報告書
請求拒否の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 不開示 <input type="checkbox"/> 存否を明らかにしないもの <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> その他
請求拒否の理由	開示請求のあった公文書のうち、個人の氏名については、三島市情報公開条例第8条第1号に規定する個人情報に該当し、業務委託等の見積依頼先については、同条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報に該当し、業務委託等の発注先については、同条第4号に規定する国等関係情報に該当するため、当該部分は不開示とします。

開示しない部分	個人の氏名、業務委託等の見積依頼先及び業務委託等の発注先
備 考	

(注)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、三島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として(訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。)、処分の取消しを求める訴えを提起することができます(この処分を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。